

地方独立行政法人大阪産業技術研究所における公的研究費に係る不正防止対策の基本方針

平成29年4月1日制定

地方独立行政法人大阪産業技術研究所では、公的研究費を適切に運営・管理するため、不正防止対策の基本方針を次のとおり定めます。

1. 不正防止対策の実施に関して責任体系を明確にする。
2. 公的研究費の使用及び事務処理手続のルールを明確化するとともに、公的研究費に係る全ての構成員に対して、不正防止対策の意識の向上を図るコンプライアンス教育を実践し、抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
3. 不正を発生させる要因を把握し、これに対応する具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある不正防止対策を継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うために、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を実施する。
5. 法人の不正防止対策に対する考え方や方針、関連規程類を、法人外部に積極的に情報発信する。
6. 不正発生防止のため、実効性のあるモニタリング体制を整備し、継続的に実施する。

附 則

(施行期日)

この基本方針は、平成29年4月1日から施行する。